5　手続等
⑴　担当部署　〒950―0917 新潟県新潟市中央区天神１－１　東日本高速道路株式会社　新潟支社　技術部調達契約課　保坂　雄二　電話025―241―5116
⑵　契約図書の交付期間及び方法
イ　交付期間　令和元年７月22日（月）から令和元年８月５日（月）まで
ロ　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
イ　提出期限　令和元年８月５日（月）16時00分
ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。
ロ　提出場所　上記⑴に示す担当部署
ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき参加表明書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
イ　提出期限　令和元年10月16日（水）16時00分
ロ　提出場所　上記⑴に示す担当部署
ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき技術提案書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要
⑶　契約書の作成　必要
契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。
⑷　支払条件
イ　前金払
請負代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は本契約の相手方は調査等請負契約書第34条第１項に基づき前払金の請求をすることができる。
ロ　部分払　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑵に掲げる競争参加資格（調査等）の認定を受けていない者も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract :
①　Nihonkai-Tohoku Expressway Nakajima Viaduct Earthquake resistant reinforcement design.
②　Hokuriku Expressway Kurosaki Viaduct Earthquake resistant reinforcement design.
③　Hokuriku Expressway Yamada Viaduct Earthquake resistant reinforcement design.
④　Hokuriku Expressway Sekizaki Viaduct Earthquake resistant reinforcement design.
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 5 August 2019
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 16 October 2019
⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Yuuji Hosaka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1, Tenjin, Chuo-ku, niigata City, Niigata, 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり公募型プロポーザル方式参加希望者の募集を開始します。
令和元年７月22日
分任支出負担行為担当官
宮内庁京都事務所長　詫間　直樹
◎調達機関番号　008　◎所在地番号　26
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　京都御所紫宸殿整備工事に伴う設計業務
⑶　業務場所　京都市上京区京都御苑（京都御所内）
⑷　業務内容　紫宸殿の修理設計、耐震補強設計、素屋根設計を行い、併せて現場公開の手法について検討する。
⑸　履行期限　令和４年２月28日（月）
⑹　本業務は、資料提出等を紙にて行う業務である。
2　参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑶　平成31、32年度内閣府における測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格において「建築関係建設コンサルタント業務」の「A」または「B」ランクに格付けされた者であり、かつ、当庁における指名停止期間中ではないこと。
ただし、資格審査の認定を受けていない者であっても、資料の交付を受けることはできるが、その者が技術提案書の提出者として特定された場合には、技術提案書を提出するまでに当該資格を取得しなければならない。
⑷　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑸　本業務に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと（業務説明書参照）。
⑹　平成16年度以降に完了した業務において、文化財保護法第27条または同法第182条第２項に基づく条例により指定を受けた延床面積300㎡以上の木造建築物（当所所管の歴史的木造建造物を含む）で、耐震性能の向上措置を考慮した保存修理設計の実績を有すること。
⑺　次の基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。
①　文化財建造物修理主任技術者講習修了者を、管理技術者として当該業務に配置できること。
②　構造設計一級建築士の資格を有する者を、構造主任担当技術者として当該業務に配置できること。
③　管理技術者及び建築主任担当技術者は、平成16年度以降に完了した設計業務で、下記に掲げる同種または類似の業務に携わった実績を有すること。
ア）同種の業務…下記の工事のために取り設ける建築面積が1,000㎡以上の素屋根（鋼構造のもの）の実施設計を行い、素屋根部分が完成している業務の実績。
・文化財保護法第27条または同法第182条第２項に基づく条例により指定を受けた木造建造物（当所所管の歴史的木造建造物を含む）の保存修理工事
イ）類似の業務…下記の①又は②の工事のために取り設ける建築面積が500㎡以上の素屋根の実施設計を行い、素屋根部分が完成している業務の実績。
①　文化財保護法第27条または同法第182条第２項もしくは地方自治体により文化財の指定を受けた木造建造物（当所所管の歴史的木造建造物を含む）の保存修理工事
②　歴史的に価値の高い建造物の復元工事（ただし、歴史的に価値の高い建物とは、江戸時代以前のものとする。）